

(別紙)

2023 年度プログラム変更候補の仕様案に対して寄せられた主なご意見の概要及びご意見に対する考え方

お寄せいただいた主なご意見の概要とそれに対する弊社の考え方は、下表のとおりです。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
No. 1 : IDA で内国消費税種別コードの警告設定	
変更案に賛成する。現行では、軽減税率に該当しない可能性のある HS コードの場合に F3 (8%) を入力すると注意喚起メッセージが表示されているが、軽減税率に該当する可能性のある HS コードの場合に F4 (10%) を入力した場合に注意喚起メッセージを表示していただきたい。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
入力者が選択して入力するところであり、どうしてもミスが発生し、ダブルチェックをすり抜けることもある。ぜひ採用すべきである。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
例えば食料品の HS コードで税率 8% の可能性が高い場合に税率 10% を入力すると注意喚起メッセージが出る認識でよいか。	ご認識のとおりです。
パッケージソフト内の業務メッセージ欄にパッケージソフトの機能として注意喚起メッセージが出るだけでは自社システム利用者にはメリットを感じないので、自社システムにも取り込めるように電文情報としてメッセージを返していただきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。 現時点では NACCS から新規の処理結果コードをパッケージソフトの「処理結果コード」欄に返却する仕様を考えていますので、自社システム利用のお客様も判断が可能となる想定です。
現行の軽減税率が適用されない場合に出力される注意喚起メッセージについて、明らかに軽減税率が適用されない品目についてはエラーとなるようにしていただきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご要望内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総合的に勘案し判断いたします。

No. 2 : IS 申請中の MHA による見本持出許可申請を可能化	
過去に困った経験があり助かる。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
仕様変更した場合に出力情報コードも変更になるとターミナルで情報が抽出できなくなり、システムの改修が必要になったり、混乱が生じることが懸念される。	貴重なご意見ありがとうございます。 現時点では出力情報コードの変更は想定しておりません。
No. 3 : EDA の大額用フォーマットで少額も申告可能化	
EDA 画面をデータ保存しており法人番号等の間違いも起こらず助かる。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
少額で作成した情報が無駄になるのではないか。	大額と少額のフォーマットを一本化するというのではなく、少額フォーマットは残し、当初大額で作成して少額に変更になった場合でも、識別を変更することによりそのままのフォーマットで訂正が可能になる変更です。
大額用のフォーマットで少額を申告する場合、品目番号の入力が必須項目になると自社システムの改修が必要になるので、どのような仕様になるのか教えていただきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。 具体的な仕様は実施が確定してから検討することになっておりますので、仕様検討の際参考とさせていただきます。
No. 4 : 海上輸入貨物の IDA 必須入力項目を変更	
貨物情報が確定する前でも決まっている項目だけ IDA（輸入申告事項登録）で先に入力できれば便利であると考える。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
支障はないが、そのまま予備申告を行うとエラーとなるのかどうかを確認したい。貨物情報がなにもない状態での予備申告は審査に支障がでると思われる	貴重なご意見ありがとうございます。 変更仕様案では一部の必須項目が無い状態での事項登録を可能としますが、貨物情報がなにもない状態での予備申告は現行どおり不可でございます。
空白で IDA を送信した際は「※必須入力項目が未入力です」等	貴重なご意見ありがとうございます。

の注意喚起メッセージを表示していただきたい。	仕様検討の際参考とさせていただきます。
申告の際に個数等は入力された状態になるのか。	個数等が未入力でも事項登録を可能とする変更仕様案ですが、貨物個数、貨物重量（グロス）、重量単位コード（グロス）、積出地コード及び積出地名は補完されません。
<b>No. 5：VAE の登録内容を ACL01 の CLP 情報へ反映</b>	
VAE（バンニング情報登録）と ACL01（ACL 情報登録（コンテナ船用））のどちらを先に行っても相互に情報が反映されるようになるとより良い。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総合的に勘案し判断いたします。
バンニング情報として登録している個数等が ACL で呼び出した際に入力された状態で出てくるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
<b>No. 6：経由地で VAN 未実施でも搬入先 CY で ICG による照会可能化</b>	
支障はないが、伺いたいことがある。 CYA（CY 搬入確認登録）済みという事は CY 業務の ICI（船積コンテナ情報照会）に反映するかと思う。ICG（貨物情報照会）で最初の搬入先での輸出管理番号が照会可能になると、船積可能識別「P：全ての貨物が輸出許可済」が反映されてしまうということはないのか。また、「P」が反映しない仕様だとしても、経由地での貨物の有無を判別することは可能なのか。 CY として未許可貨物、積み残しの貨物を船積してしまうことを避けたいと考える。	貴重なご意見ありがとうございます。 本件は現状、経由地 VAN の際に、搬入先に指定された CY でも ICG で貨物情報を照会可能とするもので、貨物やコンテナ情報のステータスを変更するようなものではございません。
CY で確認できるタイミングが早くなるということか。	ご認識のとおりです。
経由地で VAN 未実施でも CY で ICG の照会が可能となるためのトリガーは何なのかを確認させていただきたい。	最初の搬入先で VAN が実施されると照会可能になる想定です。

No. 7 : IIE で検索した結果の出力情報を拡充	
日本語（漢字読み）での検索も可能にしていきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総合的に勘案し判断いたします。
今までは支店枝番では呼び出すことはできなかったのか。	現状でも枝番を入力すれば呼び出すことは可能ですが、枝番を入力しない場合は本社情報のみ出力する仕様となっています。
枝番が 20 件以上ある場合、21 件目以降の検索結果はどのようにすれば照会できるのか。	貴重なご意見ありがとうございます。 続けて送信すれば次の結果を照会できる仕様を想定しております。
No. 8 : DLI02 で輸入マニフェスト通関に対応	
マニフェスト通関の修正申告がシステムで出来るようになると便利になると思う。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
出力情報コードが変更になるとシステムの改修を伴うので仕様を確認していただきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。 現時点では出力情報コードの変更は想定しておりません。
マニフェスト通関にはない項目をどのようにマッピングする予定なのか。	具体的な仕様は実施が確定してから検討することになっております。
No. 9 : 内国貨物運送申告 DB の保存期間を延長	
ぜひ進めていただきたい。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
変更前の前提は DCC (内国貨物運送申告) 実施後に 2 日で DCA (内国貨物運送到着確認) が出来なくなるということ合っているか。	現状は、DCC 実施後、DCA が実施可能な期間に制限はなく、DCA 実施後 2 日を過ぎての IDT (内国貨物運送申告照会) による照会が不可となっております。
No.10 : 保税運送申告 DB の保存期間を延長	
昨今の情勢では世界的にコンテナ船が遅れて到着する傾向にあるので、今までは 23 日以内でも問題なく処理がなされていたものが、1	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。

<p>～2週間遅延すると、北米や欧州からの航路では足りなくなってしまう。60日に延長するのであれば遅延しても十分と考える。</p>	
<p>No.11：ACL01/02 共通部の個数/グロス重量/グロス容積をチェック</p>	
<p>ACLを受信する船社の立場から、念のためまでとなる。 グロス重量について、大口の積載時には整数部桁数が不足し入力できない、と入力者側から相談を受けるケースがある。弊社内システムでは、対外システムの都合もありトン表記に現状非対応のため代わりに記事欄へ入力し合計グロス重量は適当な数値で埋めるといった対応を取っている。不一致での送信自体は禁止せず、注意喚起メッセージまでに留めていただきたい。注意喚起メッセージ出力を行うこと自体は、数量不一致時の別途確認・訂正業務の削減に繋がるため助かる。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 注意喚起メッセージの出力だけにするかどうかは、他利用者様への影響や改修規模等を総合的に勘案し判断いたします。</p>
<p>「差異がある場合は注意喚起メッセージを出力する」とは、ACL情報はそのまま送信完了してしまうということか。可能であれば、送信せずエラーとしていただきたい。送信完了後に注意喚起メッセージが表示されても結局船社への訂正手配が必要となってしまう為、手間の削減につながらない。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総合的に勘案し判断いたします。</p>
<p>商品ごとの重量や容積は必ずしも必要ではない認識であるため、商品ごとに重量や容積を入力しなければならなくなることは手間が増えるのではないか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 入力を必須とするのではなく、入力されている場合にチェック機能を持たせる想定です。</p>
<p>不一致の場合は電文情報としてメッセージが返ってくるのか、またはパッケージ内で注意喚起メッセージが表示されるのか。</p>	<p>現時点では NACCS から新規の処理結果コードをパッケージソフトの「処理結果コード」欄に返却する仕様を考えていますので、自社システム利用のお客様も判断が可能となる想定です。</p>

No.12：ACL01 共通部と繰り返し部の個数チェック	
「差異がある場合は注意喚起メッセージを出力する」とは、ACL 情報はそのまま送信完了してしまうということか。可能であれば、送信せずエラーとしていただきたい。送信完了後に注意喚起メッセージが表示されても結局船社への訂正手配が必要となってしまう為、手間の削減につながらない。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総合的に勘案し判断いたします。
No.13：PS 初期画面にプレビューウィンドウを設定	
画面を見るだけで内容を確認できるということは、業務作業の時間短縮になるのでぜひ変更をお願いしたい。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
プレビューウィンドウの表示を選択した場合のみ表示される認識でよいか。	ご認識のとおりです。 当該機能を利用されるかどうかはお客様自身でお選びいただける想定です。
プレビューウィンドウで送受信結果と入力画面の両方を見ることが出来る仕様になるのか。	入力画面についても、送受信電文一覧の送信済みフォルダーから電文を選択することで、プレビューを表示可能とする想定です。なお、送受信結果、または、入力画面のどちらかを個別に見ることが出来る仕様を想定しています。
No.14：WST に「船舶呼出」ボタンを設定	
そのまま進めていただきたい。	本変更の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
No.15：PS において電文送受信後もスクロール位置を固定	
選択した電文が画面に表示されていない場合でも、選択された状態になっているということか。	ご認識のとおりです。 現状は送受信が行われると元々選択されていた電文とは別の電文が選択されてしまいます。